

65歳以上の方へ 納めて安心介護保険料 国東市の介護保険料が4月から変わります

4期介護事業計画の見直しにより、平成21年度から平成23年度の国東市の介護保険料は、**市内全域統一された均一保険料**となります。

介護保険は強制加入の社会保険です。介護保険制度を健全に運営し介護保険が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

<新しくなった介護保険料>

段階	対象者	保険料の調整率	保険料(年額)
第1段階	住民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者	基準額×0.5	23,100円
第2段階	住民税世帯非課税者(課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方)	基準額×0.5	23,100円
第3段階	住民税世帯非課税者(第2段階に該当しない方)	基準額×0.75	34,600円
第4段階	住民税本人非課税	基準額×0.9	41,500円
	上記以外の方	基準額×1.0	46,200円
第5段階	住民税本人課税(前年の合計所得金額200万円未満の方)	基準額×1.25	57,700円
第6段階	住民税本人課税(前年の合計所得金額200万円以上の方)	基準額×1.5	69,300円

*4期(平成21年~23年)についても、保険料軽減(第4段階)措置が採られています。

また、平成21年度の介護報酬の改定(プラス3%)による保険料の上昇分を抑制し、被保険者の負担の軽減を図ることを目的として、国から緊急特別対策、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が支給されました。これにより保険料基準額は、月額3,900円から3,850円と軽減され、**基準年額46,200円**となりました。

■ 今回の主な改正は、以下の通りです。

- 1) 65歳以上の方の保険料の負担割合が19%から20%に変わります。
- 2) 平成21年度から3年間で必要な介護サービス費用をまかなうために、保険料額が変わります。(国東市では、今回から均一保険料となります。)

保険料を滞納すると…

期間に応じて
次のような措置がとられます



納付書で
個別に納める方は
ご注意ください。

1年以上 滞納した場合

費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付(費用の9割)が支払われる形となります。

※支払い方法の変更が保険証に記載されます。

1年6ヶ月以上 滞納した場合

費用の全額を負担し、保険給付が一時差し止められます。滞納が続くと、保険給付から滞納保険料額が差し引かれる場合もあります。

2年以上 滞納した場合

利用者負担が1割から3割に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

※災害などの特別な事情で納付が困難な方は、保険料の減税などを受けられることがありますので、市区町村の窓口へご相談ください。

問い合わせ

市民健康課介護保険班 ☎0978-72-5166 内線116~122